

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

総 務 局

## 目 次

	ページ
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要…	1
2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要 ……………	2
3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要…………	3

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その3） 定県第60号議案】

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人番号を利用する事務を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 個人番号利用事務の追加（別表第1関係）

現行の健康保険証が廃止されることに伴い、個人番号を使って健康保険の加入情報を照会する必要があることから、県独自の個人番号利用事務として(ア)から(ウ)までの事務を追加する。

(ア) 肝炎患者等に対する医療の給付等に関する事務

(イ) 先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対する医療の給付に関する事務

(ウ) スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者に対する医療の給付に関する事務

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という）の一部改正に伴う改正（第2条、別表第2及び別表第3関係）

番号利用法の別表第2が削除され、その代替として主務省令別表で情報連携の詳細が規定されるため、それに伴う所要の改正を行う。

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)アについては令和6年8月31日。

## 2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人県民税の均等割の税率特例の期間満了に伴い、関連する規定を削除するとともに、条例附則の形式を見直すため、所要の改正を行うものである。

### (2) 改正の内容

#### ア 個人県民税の均等割の税率特例規定の削除

平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人県民税（均等割）の税率を500円引き上げる規定の削除等を行う。（附則第7項及び附則第42項関係）

#### イ 条例附則の形式の見直し

条例附則の形式を項建てから条建てに見直す。（附則第1項～第43項関係）

### (3) 施行期日及び経過措置

#### ア 施行期日

公布の日

#### イ 経過措置

改正後の附則第23条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人県民税について適用し、令和5年度分までの個人県民税については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その3） 定県第63号議案】

3 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する特別償却設備を取得等した者に対して地方税の課税免除を行った場合の減収補填措置の期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

課税免除の対象となる特別償却設備の取得等の期限を、令和9年3月31日まで3年延長する。（第2条関係）

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。